

武蔵野市パートナーシップ制度素案に対するパブリックコメントと市の考え方について

・パブリックコメント概要

- ・周知方法：市報6月15日号、市ホームページに掲載。「武蔵野市パートナーシップ制度素案」を男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター、各図書館、コミュニティセンターに配布。市ホームページに掲載。
- ・募集方法：電子メール、FAX、郵送、直接持参のいずれか
- ・募集期間：令和3年6月15日～令和3年6月30日
- ・応募状況：6人(13件) メールにて收受

No	項目	意見	市の考え方
1	第1章1前文	「性別等」に多様な性のあり方が含まれ、性的指向や性自認が置き去りにされていないこと、差別、命と人権という言葉が入っていることに改めて、大変心強く思う。	男女平等の推進に関する条例は、多様な性の在り方を含んだ内容となっておりますが、パートナーシップ制度の導入に合わせて、差別、命と人権などの語を前文に追記し、内容を補強するものです。
2	第1章1前文	<p>条例改正にあわせて現在記載のない「差別」をあえて前文に追記するという事は、「パートナーシップ制度は差別問題に対応するための制度である」や「武蔵野市には条例改正を機に取り組まなければならない様々な差別の問題がある」などといったメッセージを発することにもなる。</p> <p>もちろん、差別は、重大な人権侵害であり、そのようなことは絶対にあってはならないことである。他方、国として、都として、武蔵野市として、あらゆる差別撤廃のため様々取り組んできており、しかるべく成果もあげていると思う。</p> <p>このため、「男女平等」や「パートナーシップ制度」を一層推進する立場からであっても、武蔵野市に、条例改正を機に「差別」に焦点をあてるべき事情があるのであれば、それはご説明いただきたいところである。そのような事情がないのであれば、あえて「差別」を前文に追記する必要はないと考える。</p>	<p>パートナーシップ制度が求められる理由の一つに同性婚が認められていないことがあります。同性婚を巡る裁判では、同性婚を認めないのは「差別的な取り扱い」であるとの判断も示されています。(札幌地裁。令和3年3月17日)</p> <p>また、「パートナーシップ制度導入に関する事」について市長から諮問を受けた武蔵野市男女平等推進審議会は、条例前文に「差別」の語を追記すべき旨の答申をしています。(令和3年3月)</p> <p>これらのことを踏まえ、市として、パートナーシップ制度を導入するにあたり、「差別」の語を追記するものです。</p>
3	第1章1前文	前文に「一人ひとりの命と人権が守られ」を追記することとしているが、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」への「パートナーシップ制度」の追加との関係では、不要な追記と考える。無論、「一人ひとりの命と人権が守られ」ことは極	2015年に同性愛者であることを友人に暴露(アウトティング)された学生が転落死するという事件が起きました。この事件をめぐる裁判ではアウトティングは人格権、プライバシー権の侵害

		<p>めて重要であり、この条例に限らず、様々な施策の当然の前提である。しかし、「男女平等の推進」や「パートナーシップ制度」に関するこの条例で最もかつより直接的に実現したいことは「全ての人々が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めること」だと思う。「男女平等」や「パートナーシップ制度」を一層推進する立場からは、この追記をすることで条例の焦点がボケてしまうため、追記はやめるべきである。</p>	<p>にあたるとの判断が示されました。市としては、多様な性の在り方を巡って、命や人権が守られることは重要な課題であると認識しています。</p> <p>また、「パートナーシップ制度導入に関すること」について市長から諮問を受けた武蔵野市男女平等推進審議会は「一人ひとりの命と人権が守られ」という文言を条例前文に追記すべき旨の答申をしています。(令和3年3月)</p> <p>これらのことを踏まえて「一人ひとりの命と人権が守られ」を追記するものです。</p>
4	第1章1前文	<p>条例の変更があるのであれば、推進計画で「多様性を理解」とあったのが長計で「多様性を認め合う」となったのを反映させて、条例の「多様な性の在り方に関する理解を深めること」を「多様な性の在り方を認め合うこと」に変更してはいかがか。多様だということは理解できる範囲を超える可能性があり、現に理解できない人がいるとともに、自分もできて自信はない。理解(他人のすべての考え方を理解して納得して口を出さない)は不可能で、相互承認(理解はできなくてもお互い認め合う)しかない。ついでに、片方が認めて片方が認めないはありえない。自分を認めてもらうためには他人を認めないといけない。他人を認めることでしか自分が認められることはありえない。「理解を深める」ことは一方的で相互ではないという点でも実効性が弱い。※理解を深めないでいいということではない。学び続けるといけなし、理解できるにこしたことはない。</p>	<p>武蔵野市第六期長期計画でも「性の多様性についてはLGBTやSOGIなどの理解に向けて取り組む。そのうえで、同性婚等を公的に認めるパートナーシップ制度の導入も含めて、当事者にとって望ましい支援について検討する」と記載されています。理解に向けた取り組みがありそのうえで具体的な支援があるとの考え方であることを踏まえると、条例の文言は現状が妥当であると考えています。</p>
5	第1章2パートナーシップ制度の定義	<p>他の先進自治体の多くが、制度の利用対象を「双方またはいずれか片方が性的マイノリティであること」とし、事実婚カップルを排除した形で制度が導入されている中、貴市においては、事実婚も含めた形での制度導入が素晴らしい。</p>	<p>異性間を含めることで、性自認・性的指向にかかわらず、多様な生き方や価値観を尊重することに繋がると考えています。</p>
6	第1章2パートナーシ	<p>全ての人々が、シスジェンダーのヘテロセクシュアルであることを前提として築き上げられた現在</p>	<p>制度実現に向けて着実に取り組んでまいります。</p>

	<p>ップ制度の定義</p>	<p>の社会制度は、予めシスジェンダー以外の人や、ヘテロセクシュアル以外の人を排除している。社会制度から排除されている、存在しないものとされていることが、差別や、高い自殺率でも表れている性的マイノリティの生きづらさへ繋がっている。</p> <p>今回のパートナーシップ制度素案は、性的マイノリティをことさら特別視することなく、シスヘテロも含めたあらゆるジェンダーアイデンティティを持つ人が、この武蔵野市では共に生きているのだという宣言に思えた。</p> <p>法的拘束力が無いとは言っても、こうした制度が自治体レベルで増えていけば、いつかこの国全体が、あらゆるアイデンティティを持つ人を肯定するようになって行ってくれるのではという希望を持てる内容であった。素晴らしい内容である。この素案が現実になることを願っている。</p>	
7	第1章4市民の責務	<p>「4 市民の責務」にある「パートナーシップ制度の目的」は、「2 パートナーシップ制度の定義」の中にある「性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられること」であるか。</p>	そのとおりです。
8	第1章4市民の責務	<p>「3 市の責務」において、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを進めていくための規定を設けようとしていることからすると、市としては、市民の間では、性の多様性を理解し尊重する意識がまだ十分ではないと認識しているようにも窺われる。その上で、「4 市民の責務」についてですが、市民の責務は、市民の実情に応じた内容とする必要があると思う。つまり、性の多様性の問題は、まだ認知度が高い問題とはいえ、「パートナーシップ制度」を一層推進する立場からであっても、拙速に高度な責務を課すのではなく、着実に次の一步を踏み出すことが肝要と考える。もし、市民の責務が過度・過重なものになってしまうと、市民の無用な反発を生むなど、却って目的達成の阻害要因になってしまう恐れがある。</p>	<p>語尾を「努めるものとします」とすることで、努力義務としており、責務が過重にならないように配慮をしています。</p> <p>尊重するためには理解することが大切であることは、当然の前提であるため、ここに記載はしていませんが、制度の目的について市民の理解促進を図ることは、市の責務であると考えています。市として周知啓発に取り組んでまいります。</p>

		<p>多くの市民にとって大切なのは、まずはパートナーシップ制度の目的について理解するところから、と考えられるため、市民の責務については、「市民は、パートナーシップ制度の目的を理解し尊重するよう努めるものとします。」と「理解し」を追記することが適切と考える。</p>	
9	第1章5事業者等の責務	<p>「パートナーシップ制度」を一層推進する立場からであっても、市と同等の責務とすることは適切ではなく、市民の責務と同様に、まずは「理解の促進」から定めることが適切と考える。</p>	<p>市には「パートナーシップ制度」に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるものと」する責務を、全般的に課している一方、事業者等については範囲を限定し、「その活動において」としている点において、市の責務と事業者の責務は異なっています。事業者等がその従業員などに理解の促進を図ることは、事業者が講ずるよう努めるとした「必要な措置」に含まれるものと考えています。</p>
10	第2章1パートナーシップの届出をすることができる者	<p>(1)日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人であることとあるが、なぜ「2人」でなければいけないのか。</p> <p>現在、LGBTQ と呼ばれる性的マイノリティの問題に関する社会の関心が高まっているが、一方で日本では、ポリアモリーと呼ばれる複数愛の方々の存在の可視化や、権利については、まだまだ遅れていると言わざるを得ない。海外では、ポリアモリーの方々の権利を認める動きがある。</p> <p>ポリアモリー当事者ではなくても、例えば、大切な家族を亡くされ、1人で生活されている高齢者が、近所の気心知れた同じ境遇にある者達同士で、何かあった時のためにパートナーシップを結びたいというようなニーズは、今後高まることが予想される。</p> <p>もし、「2人」の要件を撤廃した形で制度導入できれば、孤独死等独居高齢者の問題を抱える全国自治体の模範的な制度となる。私は、性的マイノリティ当事者であり、普段ホームヘルパーとして、多くの独居高齢者の支援をしているが、全国の自治体でパートナーシップ制度が導入される度に、対象が「2人」「2者」と限定されてしま</p>	<p>3名以上での婚姻が認められていない日本において、パートナーシップ制度で3名以上の関係を認めることは適当ではないと考えています。</p>

		うことに対し、疑問を感じていた。是非、前向きに検討されてはいかがか。	
11	第2章1パートナーシップの届出をすることができる者	<p>「同居」の要件に関して、男女のカップルが婚姻届を提出する際には、同居しているか否かは問われないが、なぜ貴市のパートナーシップ制度を利用する際には同居していなければならないのか。</p> <p>特に男性同士のカップルが部屋を借りる際、まだまだハードルが高い現実があるなか、「市内同居」要件を設けたまま制度が導入されれば、制度の狭間で生きづらさを抱える当事者が増えることは、容易に想像できる。</p>	<p>同居を基本としますが、様々な事情に配慮し、必須要件とはいたしません。市内に住所を有している者同士であればパートナーシップ制度を利用できます。</p> <p>なお、夫婦には同居、協力及び扶助の義務があります(民法第752条)。</p>
12	第2章1パートナーシップの届出をすることができる者	<p>住所に「届出をしようとする者の一方が市内に住所を有すること。」を付け加えられることを願っている。いろいろな事情で一緒に住めない場合を配慮してほしい。</p>	<p>同居は必須ではありませんが、両名が市内に住所を有することは必要です。</p>
13	第2章4受理証等の交付	<p>携帯できるカードサイズの受理証になるとのこと、持ち歩けることで何かあった時にも安心できて嬉しく思った。</p>	<p>利用者の利便性を高めるため、希望に応じて携帯用カード形式の受理証も交付できるように考えています。</p>